

## こうせいねんきんほけん だったいいちじきん 厚生年金保険の脱退一時金

- 日本で働くのは短期間なので、健康保険・年金保険に加入しなくてもよいか。
- 日本で3年間働いて帰国することになった。年金を受け取ることができるのか。

### 1 健康保険・厚生年金保険とは

健康保険は、労働者やその家族が病気やケガをした場合、必要な医療給付や手当金などを支給し、生活の安定を図る制度です。厚生年金保険は、労働者の老後の生活の保障をすることが主な目的ですが、ケガや病気で働けなくなった人たちの生活や、労働者が死亡した場合の遺族の生活を保障する役割も果たしています。保険料は会社と労働者が折半して負担します。

### 2 健康保険・厚生年金保険に加入できるのは

外国人労働者の方も、適用事業所に常務的に雇用されていれば、健康保険・厚生年金保険が適用され、これに加入しなければなりません。パートタイマーやアルバイトの方でも、加入が必要な場合があります。対象となるかどうかは、お勤めの会社に問い合わせてください。お勤めの会社が健康保険・厚生年金保険への加入手続きをとらず、未加入となっている場合は、神奈川県の外国人労働相談窓口にご相談ください。

働く時間が短いなど、勤務先の健康保険・厚生年金保険に加入できない人は、通常、国民健康保険・国民年金に加入することになります。

### 3 脱退一時金支給制度

厚生年金保険及び国民年金には、脱退一時金支給制度があります。これは、労働者が日本滞在中に年金に加入し保険料を6か月以上納めた場合等、一定の支給要件(※)を満たす人が、帰国後2年以内に請求の手続きをすることにより、脱退一時金が支給される制度です。市区町村に転出届を提出したことがわかる書類(住民票等)を添付すれば、出国前でも請求することができるようになりました。

詳しいことは、日本年金機構のホームページで確認してください。

#### ※ 支給要件 (厚生年金保険脱退一時金の場合)

- 厚生年金保険等の加入期間の合計が6月以上あること
- 日本国籍を有しない方であること
- 老齢厚生年金などの年金の受給資格期間(10年)を満たしていないこと

### 4 脱退一時金を請求する時に必要な書類

請求書に以下の書類を添付して日本年金機構へ提出してください。

- ① パスポートの写し(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)
- ② 日本国内に住所を有しなくなったことが確認できる書類  
(出国前に請求する場合は、住民票の写しまたは住民票の除票)
- ③ 銀行が発行した請求者本人の口座証明書等
- ④ 国民年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類

### 5 制度の内容等がよくわからない時は

疑問な点はそのままにせず、神奈川県の外国人労働相談窓口へ電話か来所の上ご相談ください。窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的解決に向けたお手伝いもしています。

#### 確かめましょう

- 給料明細書はありますか。給料から保険料が控除されていますか。
- 年金手帳を持っていますか。